

阿南工業高等専門学校懲戒調査部会要項

(平成18年 1 月11日)

(要 項 第 4 号)

(設置)

第 1 阿南工業高等専門学校懲戒審査委員会規則第 7 条第 2 項の規定に基づき，阿南工業高等専門学校懲戒調査部会（以下「部会」という。）に関し，必要な事項を定める。

(調査事項)

第 2 部会は，次に掲げる事項について調査する。

- (1) 当事者及び関係者からの事情聴取
- (2) 事実関係に関する調査

(組織)

第 3 部会は，次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副校長
- (2) 教務主事
- (3) 学生主事
- (4) 一般教養主任及び各コース主任の中から部会長が指名する者
- (5) 各課長の中から部会長が指名する者
- (6) その他部会長が指名する者

2 委員の任期は，当該調査が終結するまでとする。

(部会長)

第 4 部会に部会長を置き，副校長（総務）をもって充てる。

2 部会長は，部会を招集し，その議長となる。

3 部会長に事故あるときは，部会長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(調査結果)

第 5 部会長は，部会で調査した調査事項を，懲戒審査委員会に報告するものとする。

(事務)

第 6 部会に関する事務は，総務課人事係において処理する。

(雑則)

第 7 この要項に定めるもののほか，部会に関し必要な事項は，別に定める。

附 則

この要項は，平成18年 1 月11日から施行する。

附 則

この要項は，平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は，平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は，平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は，令和 2 年 5 月20日から施行する。